

「高齢対策室関係資料」

【項目】

1 地方公務員の退職管理の適正の確保について・・・・資料 1～3 頁

- ・元職員による働きかけの規制
- ・働きかけ規制違反に関する監視
- ・地方公共団体の講ずる措置
- ・再就職情報の届出
- ・退職管理に係る規制違反に対する制裁措置

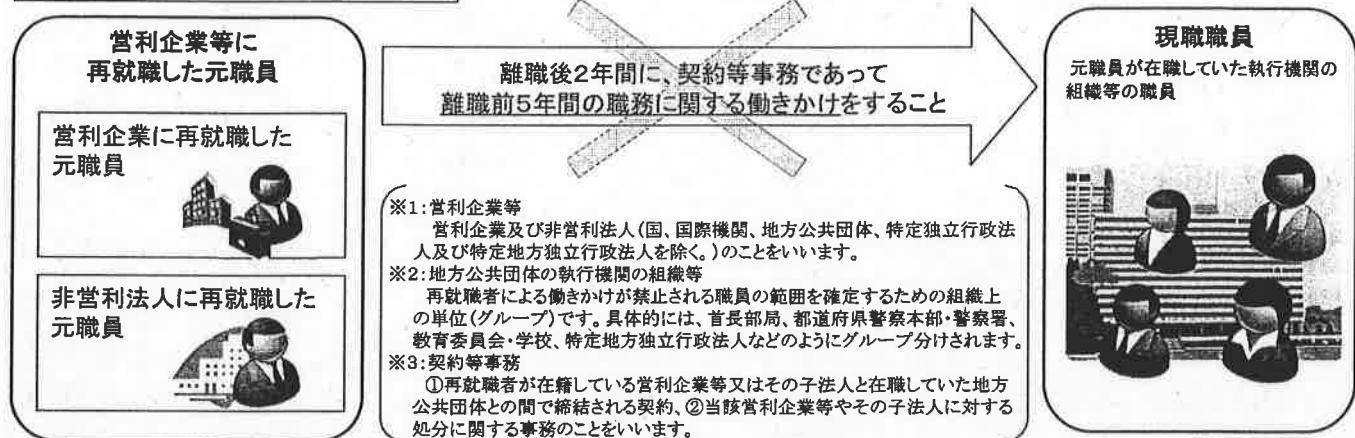
2 地方公務員の雇用と年金の接続・・・・・・・・資料 4～6 頁

- ・雇用と年金の接続の動きについて
- ・「地方公務員の雇用と年金の接続について」の概要
- ・市、特別区、町村における再任用条例の制定状況(平成 26 年 4 月 1 日現在【速報値】)

1. 元職員による働きかけの規制(第38条の2関係)①

- 離職後に営利企業等※1に再就職した元職員(=再就職者)は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等※2の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務※3について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をする(しない)ように、要求又は依頼すること(=働きかけ)が禁止されます。
- 在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や規制される期間が異なります。
- 規制に違反した元職員には過料又は刑罰が科せられます。また、元職員から働きかけを受けた職員は、人事委員会(公平委員会)にその旨を届け出る義務があります。

《働きかけの規制の基本型》



1. 元職員による働きかけの規制(第38条の2関係)②

◎ 在職中のポストや職務内容による規制範囲の違い

| 規制の主体 | 禁止される働きかけの内容 | 規制期間 |
|------------------------------------|--|---------|
| 全ての再就職者 | 離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ《第38条の2第1項》 | 離職後2年間 |
| | 在職中に自らが決定した※1契約・処分に関する現職職員への働きかけ《第38条の2第5項》 | 期間の定めなし |
| 地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長※2の職に就いていた再就職者 | 離職前5年より前に直近下位の内部組織の長の職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけ《第38条の2第4項》 | 離職後2年間 |
| 国の部課長級相当職※3に就いていた再就職者 | 離職前5年より前に国の部課長級相当職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけ《第38条の2第8項》※4 | 離職後2年間 |

★ 例えば、離職前5年より前に、地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に就いていた再就職者は、離職前5年間の職務に関する働きかけに加えて、当該内部組織の長の職に就いていたときの職務に関する働きかけが禁止されます。

※1:「自ら決定した」とは最終決裁権者となった場合をいいます。

※2:「地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長」には、都道府県の部長、政令市の局長などが該当します。

※3:「国の部課長級相当職」には、都道府県の次長、課長などが該当します。

※4:国の部課長級相当職に就いていた再就職者による働きかけの規制は、地方公共団体がそれぞれの事情に応じて選択的に導入することになります(条例で規制)。

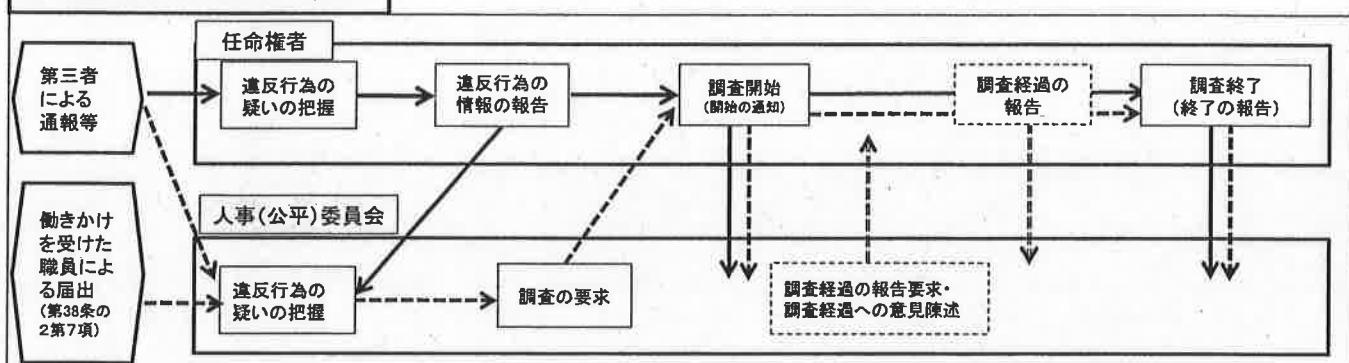
2. 働きかけ規制違反に関する監視(第38条の3～第38条の5関係)

働きかけ規制に違反する行為を行った疑いがある場合は、当該違反行為について、任命権者が調査を実施することになります。その際、人事委員会(公平委員会)は、任命権者が行う調査が公正に行われるよう、その開始から終了までを監視することになります。

◎ 監視の仕組み

| 項目 | 内容 |
|----------------|---|
| 任命権者の報告(通知)義務 | 任命権者は、違反行為の疑いを把握したとき、違反行為に関して調査を開始するとき及び当該調査が終了したときは、人事委員会(公平委員会)に報告(通知)をしなければなりません。《第38条の3並びに第38条の4第1項及び同条第3項》 |
| 調査の要求 | 人事委員会(公平委員会)は、違反行為があると思料するときは、任命権者に対して、調査を行うよう求めることができます。《第38条の5第1項》 |
| 調査経過の報告要求・意見陳述 | 人事委員会(公平委員会)は、任命権者が行う調査の経過について、報告を求め又は意見を述べることができます。《第38条の4第2項》 |

◎ 規制違反に係る調査の流れ



3. 地方公共団体の講ずる措置(第38条の6第1項関係)

地方公共団体は、①国家公務員法の退職管理の規定の趣旨及び②職員の再就職状況を勘案して、退職管理の適正確保に必要と認められる措置を講ずるものとされています。

◎ 国家公務員法の退職管理に関する規定

国家公務員法では退職管理に関し、

- 再就職状況の公表(国公法第106条の25第2項)
 - 職員が他の職員又は元職員の再就職をあっせんすることの規制(国公法第106条の2第1項)
 - 職員が在職中に自らの職務と利害関係のある企業等に求職活動することの規制(国公法第106条の3第1項)
- などを定めています。

*上記以外の措置(例:離職後の再就職の自棄要請や外郭団体等へ再就職する場合における再就職先での報酬水準等の制限などの措置)を講ずることは妨げられません。

留意事項

- 地方公共団体が退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置の要否やその内容を検討するに当たっては、職務の公正な執行及び住民の信頼確保の観点について十分に考慮する必要があります。
- 再就職状況の公表については、職員であった者の再就職に関する透明性を高めることを通じて、住民の信頼確保に資するものであり、すでに自主的に公表の取り組みを進めている地方公共団体もあることに留意して下さい。

4. 再就職情報の届出(第38条の6第2項関係)

地方公共団体は、元職員による働きかけ規制の円滑な実施及び退職管理の適正確保に必要と認められる措置を講ずるために必要なときは、条例で元職員に対し、再就職情報の届出を義務付けることができます。

また、届出義務違反に対して、条例で10万円以下の過料を科すことができます。

◎ 条例で定める事項

地方公共団体が再就職情報の届出を義務付ける場合、以下の内容について、条例で定める必要があります。

- ①届出の対象者(例:在職時に○級以上であった者)
- ②届出が必要な場合(例:離職後に営利企業以外の法人・団体又は営利企業の地位に就いた場合)
- ③義務付け期間(例:離職後○年間)
- ④届出事項(例:氏名、生年月日、離職時の職、離職日、再就職日、再就職先の名称・業務内容・地位)
- ⑤届出の手続・様式

(※①から⑤以外に、必要に応じて届出義務の適用除外となる場合や届出義務違反に対する罰則についても規定)

留意事項

- 条例により再就職情報の届出を義務付けることの要否を検討する際、元職員の再就職情報は、第38条の2の規定の円滑な実施や第38条の6第1項の規定による措置を講ずるための基礎となるものであることに留意して下さい。
- 再就職情報の届出をさせることは、すでに離職して職員でなくなった者に対して義務を課すものであることから、届出の対象者の範囲及び届出の義務付け期間は、その趣旨や目的を踏まえ、合理的な範囲内とする必要があります。
- 届出に関して条例で定める内容は、国家公務員法及び職員の退職管理に関する政令の再就職の届出に関する規定を参考とすることが考えられます。

5. 退職管理に係る規制違反に対する制裁措置

| | 規制違反の内容 | 制裁措置 |
|------------|--|--|
| 元職員による働きかけ | 元職員が現職職員に対して、働きかけをした場合※ (※不正な行為をするよう働きかけた場合を除く。) | 10万円以下の過料 (第64条) |
| | 元職員が現職職員に対して、不正な行為をするように働きかけた場合 | 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第60条第4号から第7号まで) |
| | 職員が元職員の働きかけに応じて不正な行為を行った場合 | 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第60条第8号) |
| | 職員が元職員から働きかけを受けた事実を人事委員会(公平委員会)へ届け出なかった場合 | 懲戒処分の対象 (第38条の2第7項違反) |
| 再就職あつせん | 職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることを要求・依頼した場合 | 3年以下の懲役 (第63条第1号及び第2号) |
| 求職活動 | 職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業の地位に就くことを要求し、又は約束した場合 | 3年以下の懲役 (第63条第1号及び第2号) |

雇用と年金の接続の動きについて

背景：公的年金の支給開始年齢が、平成25年度以降段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう雇用と年金の接続を図ることは、官民共通の課題

【国家公務員】

◎定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出（平成23年9月30日、人事院）

- ・国家公務員制度改革基本法の規定を踏まえ、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から平成37年度に向けて、定年を段階的に65歳まで引き上げる

【民間】

◎今後の高齢者雇用対策について

（平成24年1月6日、労働政策審議会建議）

希望者全員の65歳までの雇用確保措置について

- ・直ちに法定定年年齢を65歳に引き上げることは困難
- ・現行の継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みを廃止することが適当

「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」決定

（平成24年3月23日 国家公務員制度改革推進本部決定・行政改革実行本部決定）

- ・雇用と年金の接続は再任用による（定年延長によらない）
- ・フルタイム再任用を希望する者について、フルタイム採用するものとする
- ・その他（組織活力維持方策など）

高齢者雇用安定法改正法案提出
(平成24年通常国会)

⇒平成24年8月29日可決・成立

《閣議決定（平成25年3月26日）》

- 定年退職する職員が再任用を希望する場合、当該職員の任命権者は、年金支給開始年齢に達するまで、当該職員をフルタイム又は短時間で再任用。
- 再任用希望者が分限免職事由に該当する場合、上記は適用しない。
- 職員全体のモチベーションの維持向上と意欲・能力のある人材の最大限活用の観点から、能力・実績に基づく信賞必罰の人事管理を徹底。
- 年金支給開始年齢の段階的な引上げ時期ごとに、公務の運営状況や民間の状況を勘案し、人事院の意見の申出を踏まえつつ、段階的な定年の引上げも含め雇用と年金の接続の在り方について改めて検討。
- 地方公務員の雇用と年金の接続については、各地方公共団体において、本決定の趣旨を踏まえ、能力・実績に基づく人事管理を推進しつつ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう要請。

【参考】

総務省では地方公共団体に対し「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」に関する意見照会を行い、その結果を踏まえ平成24年8月に「地方公務員の雇用と年金の接続に関する制度概要（案）」を作成した。そこでは、①職員が再任用を希望する場合、定年退職日の翌日、再任用職員として採用するものとすること、②任命権者がフルタイムか短時間を選択できる制度設計としていた。

地方公務員の雇用と年金の接続の概要

《総務副大臣通知（平成25年3月29日）》

【再任用による雇用と年金の接続】

➢ 現行の地方公務員法に基づく再任用制度を活用するもの。

● 定年退職する職員が再任用を希望する場合、当該職員の任命権者は、年金支給開始年齢に達するまで、当該職員をフルタイムで再任用。

● 職員の年齢別構成の適正化を図る観点から（＝新規採用を確保したい等）フルタイム再任用が困難であると認められる場合、又は当該職員の個別の事情（＝短時間を希望等）を踏まえて必要があると認められる場合には、短時間での再任用が可能。

● 再任用希望者が分限免職事由※に該当する場合、上記は適用しないこと。

〔※職員が次のいずれかに該当するときは、その意に反して免職又は降任することが可能。
・勤務実績が良くない場合
・心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合など〕

● 公正かつ客観的な人事評価システム等を活用し、また、これが未整備の地方公共団体については、その構築に早急に取り組み、能力・実績に基づく人事管理の推進を図られたいこと。

【検証と見直し】

● 年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに、公務の運営状況や民間の状況を勘案し、人事院の意見の申出を踏まえつつ、段階的な定年の引上げも含め雇用と年金の接続の在り方について、国家公務員に係る検討に合わせて、改めて検討。

【その他】

● 現行の再任用制度に関して、未だ条例を制定していない団体においては速やかに制定を図られたいこと。

※再任用に関する条例の制定状況（未制定団体数と制定率）

都道府県:0団体(100%)、政令指定都市:0団体(100%)、市区町村:146団体(91.5%)【H25.8.1】



都道府県:0団体(100%)、政令指定都市:0団体(100%)、市区町村:37団体(97.9%)【H26.4.1】
(速報値)

市※、特別区、町村における再任用条例の制定状況(平成26年4月1日現在【速報値】)

【※政令指定都市を除く。】

| 区分 | 団体数 (a) | 制定数(b) | 制定率 (b)/(a) | 未制定団体 | |
|------|------------|--------|----------------|-----------------|---|
| | | | | 未制定数 (a)-(b) | 団体名 |
| 北海道 | 178 | 175 | 98.3% | 3 | 松前町、鹿追町、陸別町 |
| 青森県 | 40 | 40 | 100.0% | 0 | |
| 岩手県 | 33 | 33 | 100.0% | 0 | |
| 宮城县 | 34 | 34 | 100.0% | 0 | |
| 秋田県 | 25 | 25 | 100.0% | 0 | |
| 山形県 | 35 | 35 | 100.0% | 0 | |
| 福島県 | 59 | 58 | 98.3% | 1 | 矢祭町 |
| 茨城県 | 44 | 44 | 100.0% | 0 | |
| 栃木県 | 25 | 25 | 100.0% | 0 | |
| 群馬県 | 35 | 35 | 100.0% | 0 | |
| 埼玉県 | 62 | 62 | 100.0% | 0 | |
| 千葉県 | 53 | 53 | 100.0% | 0 | |
| 東京都 | 62 | 57 | 91.9% | 5 | 檜原村、奥多摩町、利島村、新島村、神津島村 |
| 神奈川県 | 30 | 30 | 100.0% | 0 | |
| 新潟県 | 29 | 29 | 100.0% | 0 | |
| 富山县 | 15 | 15 | 100.0% | 0 | |
| 石川県 | 19 | 19 | 100.0% | 0 | |
| 福井県 | 17 | 17 | 100.0% | 0 | |
| 山梨県 | 27 | 27 | 100.0% | 0 | |
| 長野県 | 77 | 76 | 98.7% | 1 | 駒ヶ根市 |
| 岐阜県 | 42 | 42 | 100.0% | 0 | |
| 静岡県 | 33 | 33 | 100.0% | 0 | |
| 愛知県 | 53 | 53 | 100.0% | 0 | |
| 三重県 | 29 | 29 | 100.0% | 0 | |
| 滋賀県 | 19 | 19 | 100.0% | 0 | |
| 京都府 | 25 | 24 | 96.0% | 1 | 井手町 |
| 大阪府 | 41 | 41 | 100.0% | 0 | |
| 兵庫県 | 40 | 40 | 100.0% | 0 | |
| 奈良県 | 39 | 39 | 100.0% | 0 | |
| 和歌山县 | 30 | 27 | 90.0% | 3 | 御坊市、田辺市、みなべ町 |
| 鳥取県 | 19 | 19 | 100.0% | 0 | |
| 島根県 | 19 | 19 | 100.0% | 0 | |
| 岡山県 | 26 | 23 | 88.5% | 3 | 総社市、美作市、奈義町 |
| 広島県 | 22 | 22 | 100.0% | 0 | |
| 山口県 | 19 | 19 | 100.0% | 0 | |
| 徳島県 | 24 | 24 | 100.0% | 0 | |
| 香川県 | 17 | 17 | 100.0% | 0 | |
| 愛媛県 | 20 | 20 | 100.0% | 0 | |
| 高知県 | 34 | 34 | 100.0% | 0 | |
| 福岡県 | 58 | 58 | 100.0% | 0 | |
| 佐賀県 | 20 | 20 | 100.0% | 0 | |
| 長崎県 | 21 | 18 | 85.7% | 3 | 壱岐市、小值賀町、佐々町 |
| 熊本県 | 44 | 43 | 97.7% | 1 | あさぎり町 |
| 大分県 | 18 | 18 | 100.0% | 0 | |
| 宮崎県 | 26 | 26 | 100.0% | 0 | |
| 鹿児島県 | 43 | 42 | 97.7% | 1 | 阿久根市 |
| 沖縄県 | 41 | 26 | 63.4% | 15 | 宮古島市、南城市、今帰仁村、恩納村、金武町、南風原町、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊是名村、多良間村、竹富町、与那国町 |
| 合計 | 1,721 | 1,684 | 97.9% | 37 | |

※:都道府県及び政令指定都市は、条例の制定率が100%となっている。